

BRICS 拡大首脳会合がガザ人道停戦を要求

Brics と来年から加入が決まっている招待国 11 カ国が 11 月 21 日、ガザ情勢についての緊急の臨時首脳会合を開催、民間人の無差別攻撃などの戦争犯罪を非難するとともに、人道的な停戦を求めました。以下は議長国の南ア外務省が発表した議長サマリーです。

ガザを中心とする中東情勢に関する BRICS 首脳・招待国首脳臨時合同会議の議長サマリー

[The Chair's Summary of the Extraordinary Joint Meeting of BRICS Leaders and Leaders of the invited BRICS Members on the situation in the Middle East with particular reference to Gaza, Tuesday, 21 November 2023 – DIRCO](#)

1. 我々、ブラジル連邦共和国、ロシア連邦、インド共和国、中華人民共和国及び南アフリカ共和国の首脳及び代表は、2023 年 11 月 21 日、アルゼンチン共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦の首脳並びに国際連合事務総長と会談し、ガザその他のパレスチナ占領地域における現状及びその波及効果について意見交換を行った。

2. 我々は、国連安全保障理事会（UNSC）および国連総会（UNGA）で表明されたガザ情勢に関する各国の立場を想起した。2023 年 10 月 7 日の攻撃以来、暴力がエスカレートしていること、また、この地域の情勢が深刻に悪化し

ていること、特に、ガザをはじめ、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地とイスラエルにおける悲惨な人道状況に懸念が表明された。

3. 戦争犯罪、無差別攻撃、民間インフラへの標的、挑発、扇動、破壊のあらゆる行為を含め、パレスチナとイスラエルの市民を狙った暴力行為を非難した。我々は、国際人道法および国際人権法に従い、民間人が保護されなければならないことを強調した。議長は、不法に拘束されているすべての民間人の即時かつ無条件の解放を求め、彼らの安全と安心が保証され、国際法に則った人道的処遇が行われることを要求する。我々は、**説明責任を追求する必要性を強調した。私たちは、国際的な基準に従って、独立した透明性のある調査が行われるようにしなければならない。**

4. われわれは、パレスチナ人を自らの土地から個人的あるいは集団的に強制移住させ、強制送還することを非難した。多くの指導者は、**パレスチナ人の強制移動と強制送還は、ガザ内であろうと近隣諸国であろうと、ジュネーブ条約の重大な違反であり、戦争犯罪であり、国際人道法の違反であることを繰り返し強調する。**

5. 我々は、パレスチナ占領地における悲惨な人道状況に深い懸念を表明した。我々は、国際人道法の完全な尊重の必要性と、国連総会決議 46/182 で確立された人道性、中立性、公平性、独立性の基本原則に従い、完全、即時、安全、妨げられない、持続的な人道的アクセスと援助提供の必要性を改めて表明した。

6. 我々は、協調的かつ協力的な方法による対話と包摂的な協議を通じて、相違と紛争を平和的に解決することへの関与を再確認した。また、危機の平和的解決に資する全ての努力を支持する。

7. 我々は、敵対行為の停止につながる、**即時かつ持続的な人道的停戦を要請した。**

8. 我々は、敵対行為の即時停止を達成し、民間人の保護と人道援助の提供を確保することを目的とした、地域的・国際的努力への強い支持を改めて表明した、

9. 我々は、中東における平和と安全は、国際法と国連憲章に従い、これを完全に尊重する中で達成され、維持されるべきであるとの基本原則に対する我々のコミットメントを再確認した。我々は、国際の平和と安全の維持における国連安保理の主要な役割を再確認した。我々は、他の世界の指導者と共に、中国の国連安保理議長国下での 2023 年 11 月 15 日の国連安保理決議 2712 の採択を歓迎し、その完全な実施を求めた。

10. 我々は、国連憲章第 8 章に従い、平和と安全に対する脅威に対処する上で、アラブ連盟及びイスラム協力機構を含む関連する国際・地域組織が果たす重要な役割を認識した。我々は、2023 年 11 月 11 日にリヤドで開催されたアラブ・イスラム合同臨時首脳会議の成果に関するサウジアラビア王国によるブリーフィングを歓迎した。我々はまた、カイロ平和サミットの開催におけるアブデル・ファタハ・エル＝シシ大統領の努力を歓迎する。

11. 我々は、地域における紛争の波及を含め、更なる不安定化と暴力のエスカレートを防止することの重要性を強調し、全ての当事者に対し、最大限の自制を行い、彼らに影響力を持つ全ての人々に対し、この目的に向けて努力するよう求めた。

12. 我々は、イスラエル・パレスチナ紛争の公正かつ永続的な解決は、平和的手段によってのみ達成されうることを再確認した。

議長は、国際社会に対し、国連安全保障理事会および総会の関連決議やアラブ和平イニシアティブを含む国際法に基づき、主権を有し、**独立した存続可能なパレスチナ国家の樹立につながる 2 国家間解決に向けた直接交渉を支持するよう求める。**

(2023 年 11 月 21 日 南ア国際関係協力省の発表文 仮訳 鈴木頌)